

【特定疾患療養管理料について】

当院では、特定疾患療養管理料を算定している患者様に対し、療養計画に基づいた継続的な医学管理を行っております。

また、患者様の病状や治療内容に応じて、

- ・ 28日以上 of 長期処方
- ・ リフィル処方箋の発行

に対応しております。

なお、長期処方およびリフィル処方箋の交付が可能かどうかは、患者様の病状等を踏まえ、担当医が医学的に判断いたします。

ご不明な点がございましたら、医師またはスタッフまでお尋ねください。



医療法人社団松和会 池上総合病院附属クリニック
〒146-0082 東京都大田区池上6-3-10エトモ5階
電話 03-3751-6260